

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）追加特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00026 沿革 <u>平成31年2月28日 一部改正</u></p> <p>（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）の追加特約を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）追加特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00026</p> <p>（以下「甲」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）の追加特約を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>第1条～第6条 （略）</p>	<p>第1条～第6条 （略）</p>	
<p><u>（追加特約の内容の変更）</u></p> <p><u>第7条 第1条の内容は、技術提供特約書の締結時に甲が設定するものとし、技術提供特約書第1条に規定する期間中は変更しないものとする。ただし、当該期間中における制度上の変更、組織変更又はこれに準ずる場合を除く。</u></p>		
<p><u>（他の手続事項）</u></p> <p><u>第8条</u> この特約、技術提供特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が定める。</p> <p>上記のとおり特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>年 月 日</p> <p>甲 印</p> <p>株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印</p> <p><u>附 則</u></p>	<p><u>（他の手続事項）</u></p> <p><u>第7条</u> この特約、技術提供特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が定める。</p> <p>上記のとおり特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>年 月 日</p> <p>甲 印</p> <p>株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印</p>	

新	旧	備考
<u>この改正は、平成31年4月1日から実施する。</u>		